

長野市介護保険フレッシュ情報

号 外

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護サービスを利用している皆さんや各事業者から寄せられた質問への回答、長野市からのお願い・お知らせなどを掲載しています。

も く じ

- 『続報』「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」について【別紙1】
- 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱い（第12報）」に係る介護給付費算定に係る体制等に関する書類の提出について【別紙2】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

『続報』「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」について

このことについて、令和2年6月5日号フレッシュ情報 Vol.497 号でお知らせしたところですが、サービス利用者等から問い合わせがありましたので、お知らせします。

- 1 サービス利用者のご家族様より、サービス提供事業所から「介護報酬改定のお知らせ」「報酬変更に対する同意を求める文書」が届いたと問い合わせがありました。
本取り扱いは、介護報酬改定ではなく、新型コロナウイルス感染症にかかる報酬上の臨時的な取り扱いとなりますので、利用者に誤解を与えるようなお知らせはしないようにご留意願います。
- 2 本取り扱いにおける利用者からの同意については、令和2年6月15日付け介護保険最新情報 Vol.847 の問3に示されておりますので、ご確認ください。
なお、利用者から同意を得る方法については、『担当ケアマネジャーと連携の上、負担額が増えることを利用者等に説明し、「同意する」「同意しない」の選択肢があることを利用者等が理解し、判断することができるように、十分に説明をする方法』により行っていただきますようお願いいたします。
また、利用者の同意が得られない場合でも、利用者に不利益を生じさせることがないようご留意願います。
- 3 区分支給限度額は、本取り扱いを適用した場合でも変わりません。利用者への説明にあたっては、介護報酬の算定を行う事業所と居宅介護支援事業所とが連携の上、他のサービスの給付状況を確認していただきますようお願いいたします。
- 4 本取り扱いの適用は、6月サービス提供分から適用となりますが、適用の終了日は、現時点で未定となっております。
7月サービス提供分以降に本取り扱いを引き続き適用させる場合は、請求前に利用者
に説明していただきますようお願いいたします。

本取り扱いにより、トラブルが生じないよう細心の注意を払った対応を願います。

また、介護保険最新情報Vol.847で続報が出されておりますので、ご確認ください。

問い合わせ先：介護保険課給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（第12報）」に係る介護給付費算定に係る体制等に関する書類の提出について

このことについて、当該第12報の請求方法を適用する事業所は別紙2により、高齢者活躍支援課まで「体制届」の提出をお願いいたします。

提出期限 令和2年6月30日（火） ※6・7月サービス提供分から算定する場合
令和2年7月15日（水） ※8月サービス提供分から算定する場合

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》

長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電話：026-224-7871（直通） / FAX：026-224-8694

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp